

新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言

我が国の感染拡大状況は年明けを迎えても歯止めがかからず、医療のひっ迫も日々深刻化しており、何としても感染抑制と医療体制の確保を緊急に図らなければならない。政府においては、より実効性のある対策を取るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案の通常国会への提出を検討されているところであるが、中国地方知事会として、特別措置法及び感染症法の改正について下記のとおり対応されるよう政府及び国会に緊急提言する。

記

特措法・感染症法の改正について

- 事業者への休業や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、要請に対する遵守義務や、違反した場合の罰則、営業停止処分、営業補償に資する協力金制度、差別・偏見防止等の措置について、緊急事態宣言の発出に関わらず必要な対策がとれるようにすることも含め、特措法等の改正について通常国会の冒頭で審議し、早急な成立を目指すこと。
- 感染症法についても、保健所による積極的疫学調査や健康観察、入院勧告に対する遵守義務の規定、宿泊施設や自宅での療養の法的根拠の規定、都道府県と保健所設置市との情報共有の規定等、感染拡大防止策の実効性を高める観点から、都道府県が一元的に措置をとれるよう早期に改正を行うこと。

令和3年1月7日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政